

第1章

財務会計総論

この章のポイント

企業は、すべての利害関係者に対して、財務諸表を通じて有用な会計情報を提供しなければならない。そして、利害関係者はその会計情報に基づいて、投資を行うべきかどうかの意思決定を行う。また、財務会計は投資の意思決定のための開示情報であると同時に、企業の財政状態及び経営成績等を利害関係者に理解させるためのツールでもある。

第1章では、財務諸表の全体像から、その構造あるいは内容を理解するとともに、貸借対照表、損益計算書を中心とした「作成、表示、その関係」について学習する。

1 企業会計の概要



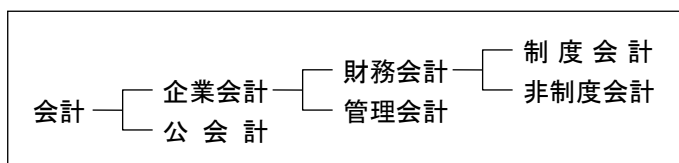
1 会計とは

(1) 意義

会計とは、ある経済主体（単一企業の場合もあるし、企業集団の場合もある）の活動や事象を、主として貨幣単位によって記録・測定・伝達するプロセスである。

企業をめぐる多様で、かつ、膨大な取引や事象は、会計プロセスによって貸借対照表及び損益計算書並びにキャッシュ・フロー計算書などの財務諸表に要約し統合される。そして、この財務諸表について分析を行い、投資の意思決定のために利用される。

(2) 分類



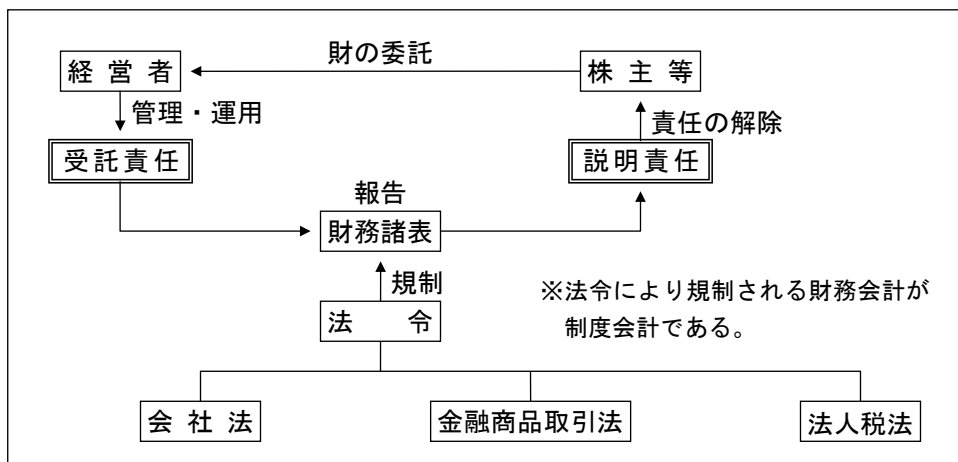
証券アナリストが対象とする会計は、企業会計である。公会計については、国及び地方公共団体である公的部門や、公益法人その他の非営利組織である公益部門が対象となる。しかし、公会計は特殊な会計でもあり、また、営利目的ではないので、証券アナリストの学習の対象外である。

企業会計のうち財務会計は、外部の利害関係者に報告する会計であり、管理会計は企業内部の経営者に報告する会計となるが、証券アナリストの対象となる会計は、財務会計である。したがって、今後の学習する範囲は、企業会計のうち財務会計が中心となる。

わが国の会計実務では、会社法、金融商品取引法及び法人税法という法律の規制を受ける。法律の規制を受ける会計のことを制度会計という。証券アナリスト試験では、主に財務会計のうち、制度会計について学習する。法律については、財務会計に必要な部分だけ学習する。

(3) 財務会計

財務会計とは、複式簿記の手法によって、企業の財産及び損益を正確に測定（金額を決定すること）するとともに、企業の財政状態及び経営成績を明らかにし、それを企業の**外部利害関係者（株主・債権者等）**に報告する会計である。すなわち、経営者は株主から拠出された財産に対する管理・運用の責任を負い、その責任を解除されるための手段として、**財務諸表**を作成し株主等に報告を行い、その承認を得ることとなる。



(4) 管理会計

管理会計とは、**経営者や各階層別管理者等**に、自社内部の業績評価の把握や経営計画並びに経営戦略の策定等の意思決定を行うために報告する会計である。

管理会計は、企業内部の経営管理のために行われるものであり、必ずしも会計基準や法令に従う必要はない。つまり、経営者の目的に適合する会計情報を提供することを目的としているため、企業独自の基準や考え方によって会計情報を作成するからである。

2 財務諸表の種類

財務会計によって外部の利害関係者に報告する目的で作成される財務諸表には、いくつかの種類が存在するが、金融商品取引法では次のように規定されている（財務諸表等規則・同ガイドライン及び連結財務諸表規則・同ガイドライン）。

- ① 貸借対照表（連結貸借対照表）
- ② 損益計算書（連結損益及び包括利益計算書または連結損益計算書及び連結包括利益計算書）
- ③ 株主資本等変動計算書（連結株主資本等変動計算書）
- ④ キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）
- ⑤ 附属明細表（連結附属明細表）

2 企業会計原則

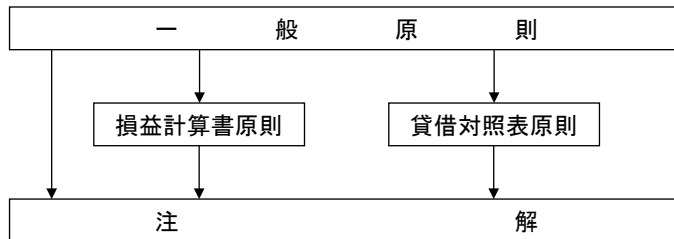


1 企業会計原則の構成

(1) 構成

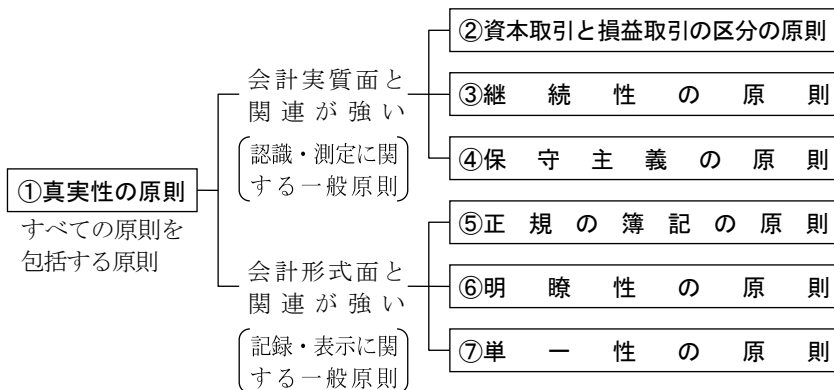
企業会計原則は、会計実務の中で慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されなくても、すべての企業が会計処理するに当たって従わなければならない基準である。

企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則及び貸借対照表原則の3つの原則と注解から構成されている。損益計算書原則及び貸借対照表原則は、損益計算書及び貸借対照表を作成するための基準であり、注解は損益計算書原則及び貸借対照表原則の実践規範としての指針を示している。



(2) 一般原則

一般原則は、企業会計全般に関する基本原則である。会計処理を行うに当たって準拠すべき一般的な指針を示したものであり、次の7つの原則を定めている。



- ① 真実性の原則……………企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
- ② 資本取引と損益取引の……資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない（企業活動の成果である利益とその源泉である資本との区別）。
- ③ 継続性の原則……………後述
- ④ 保守主義の原則……………後述
- ⑤ 正規の簿記の原則……………企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則にしたがって、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- ⑥ 明瞭性の原則……………企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
- ⑦ 単一性の原則……………株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示を歪めてはならない。

2 重要な2つの一般原則

(1) 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続を**每期継続して適用**し、みだりにこれを変更してはならない。

① 内 容

継続性の原則は、一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合、企業がいったん採用した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用することを要請している。

企業の実情や経営者の判断を尊重できるという理由で複数の会計処理方法が認められている。しかし、同じ会計事実でありながら会計処理方法の違いによって財務諸表の数値が異なり、利益操作の手段として利用される可能性が存在する。そのため、いったん採用した会計処理の原則及び手続は、每期継続して適用することを要請している。

② 必要性

- ・利益操作の排除
- ・財務諸表の期間比較性の確保

③ 継続性の原則が問題とされる場合

一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合には、継続性の原則が問題となる。

一つの会計処理の原則または手続しか存在しない場合には、継続性の問題は生じない。なぜなら、一つの会計処理の原則または手続しか採用することができず、他の会計処理の原則または手続に変更することができないからである。

前 期	当 期	
a. 適 正 な 処 理	→ 認められない処理	} 会計原則の違反であり認められない
b. 認められない処理	→ 認められない処理	
c. 認められない処理	→ 適 正 な 処 理	… 当然の変更
d. 適 正 な 処 理	→ 適 正 な 処 理	… この場合に継続性の原則が問題となる。(会計基準等の改正に伴う変更又は正当な理由に基づく変更の場合認められる)
変更		

(2) 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて**適当に健全な会計処理**をしなければならない。

① 内 容

保守主義の原則は、「予想の利益は計上してはならない。予想の損失は計上しなければならない。」というイギリスの伝統的な会計思考に由来しており、企業財政の安全性と企業の健全な維持発展を重視するところから、安全性の原則または慎重性の原則とも呼ばれている。

この原則は、企業が将来の不測のリスクに対応するため、利益を過小に計上してもそれが適切である限り認められる、というものである。企業は絶えずリスクにさらされているので、資産や利益を過小に計上すれば、資本の流出を防ぐことができる。企業財政の安全性や企業の健全な維持発展のためには、利益や資産を過大計上するよりは、過小に計上した方が財務的に安全であり、健全性を確保することができる。

ただし、過度に保守的な会計処理を行なうと、真実な報告を歪めることになる。つまり、利益操作の有力な手段として利用される可能性が存在するからである。そのため、過度に保守的な会計処理は認められない。

② 適用例

- ① 棚卸資産の評価損の計上
- ② 各種引当金の設定 など

3 貸借対照表 (Balance Sheet : B/S)

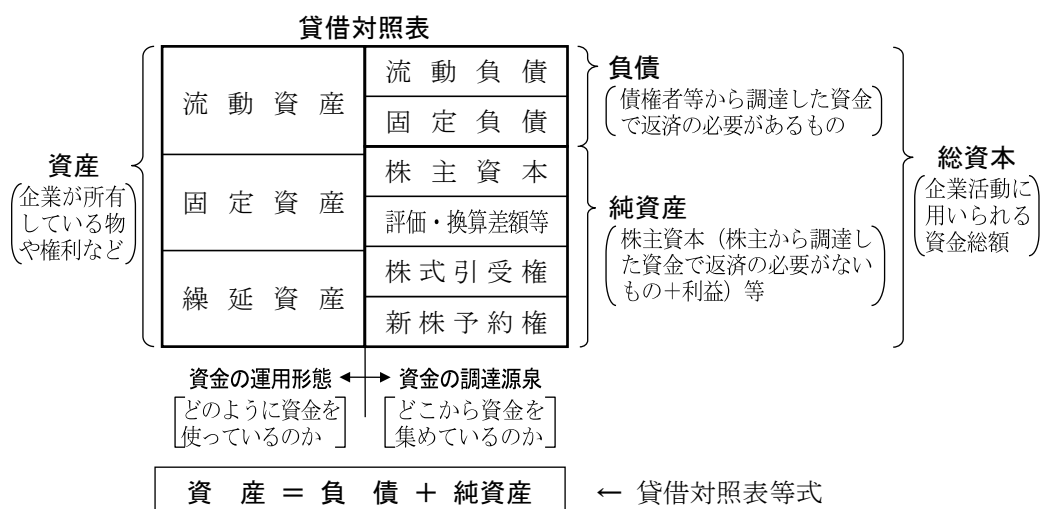


1 貸借対照表の構造

(1) 貸借対照表とは

貸借対照表とは、株主・債権者その他の利害関係者に企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産・負債及び純資産を一覧表示したものである。この貸借対照表に表示される一時点の数値のことをストックの数値と呼ぶことがある。

なお、このセクションでは、貸借対照表の基本的な構造について説明するため、資産、負債及び純資産の具体的な内容については、第2章 資産会計から第4章 純資産会計の中で学習する。



(2) 資産及び負債の配列方法

貸借対照表では、分析等に活用しやすいように資産及び負債の各項目を流動・固定に分類・表示しており、その配列方法には流動性配列法と固定性配列法がある。

① **流動性配列法**……資産を流動資産・固定資産の順序で配列し、負債を流動負債・固定負債の順序で配列する方法。企業会計原則での原則的方法である。

→企業の財務流動性の程度をみるのに適している。

② **固定性配列法**……資産を固定資産・流動資産の順序で配列し、負債を固定負債・流動負債の順序で配列する方法。固定資産の多い電力会社やガス会社などは、業種別会計基準によって、この固定性配列法が強制されている。

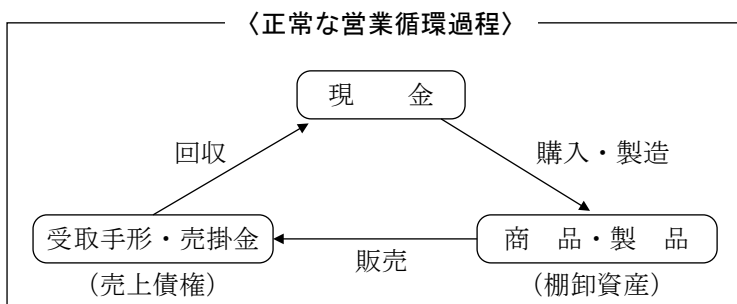
→企業の財務安定性の程度をみるのに適している。

(3) 資産及び負債の流動・固定の分類基準

流動・固定の分類基準は次のとおりである。

① 正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、期間の長短にかかわらず、企業の正常な営業循環過程内にあるものを流動項目とし、それ以外を固定項目とする基準である。



《適用対象》

- ① 主目的たる営業取引により発生した債権（受取手形・売掛金など）・債務（支払手形・買掛金など）
- ② 棚卸資産
- ③ 現金

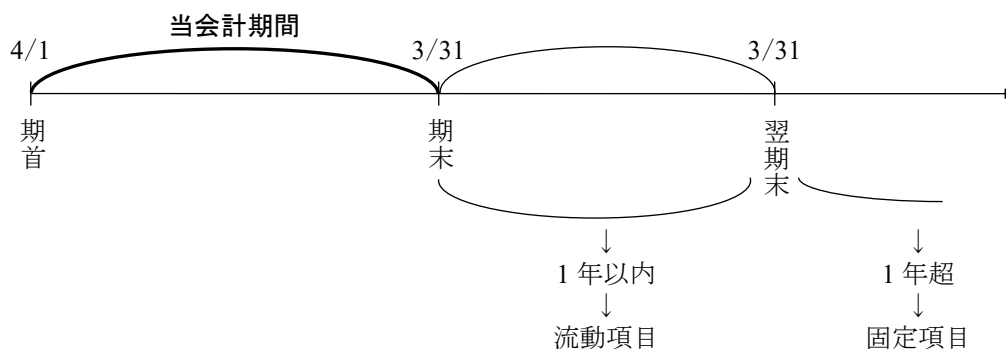
注1) ①の債権のうち、破産債権・更生債権は、正常な営業循環過程から外れるので一年基準が適用される。

注2) ①の受取手形や支払手形といった紙の手形は、2027年3月末までに利用廃止となり、電子的決済サービスに移行する。

注3) ②の棚卸資産のうち、恒常在庫品として保有するものまたは余剰品として長期間にわたって所有するものも流動資産である。

② 一年基準（ワン・イヤー・ルール）

一年基準（ワン・イヤー・ルール）とは、貸借対照表日（期末）の翌日から起算して、一年以内に入金または支払の期限が到来するものを流動項目とし、入金または支払の期限が一年を超えて到来するものを固定項目とする基準である。

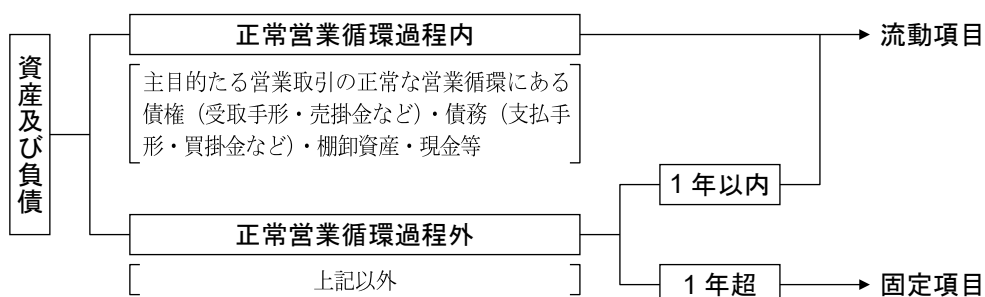


《適用対象》

- ① 正常営業循環過程外の債権（貸付金など）・債務（借入金など）
- ② 預金・前払費用・引当金など

③ 現行制度の分類基準の原則

まず、正常営業循環基準を適用し、正常な営業循環過程内にあるものは流動項目とし、それ以外のものには、一年基準を適用する。



④ 現行制度の分類基準の例外

1) 有価証券→保有目的基準の適用※

- a. 売買目的並びに一年以内に満期の到来する社債その他の債券→流動資産
- b. 上記以外の満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券→固定資産（投資その他の資産）

※第2章 資産会計 2 金融資産 **4** 有価証券（分類・表示）を参照

2) 未収収益、前受収益、未払費用は、すべて流動項目（前払費用には一年基準を適用）。

3) 固定資産………残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産のままにする。

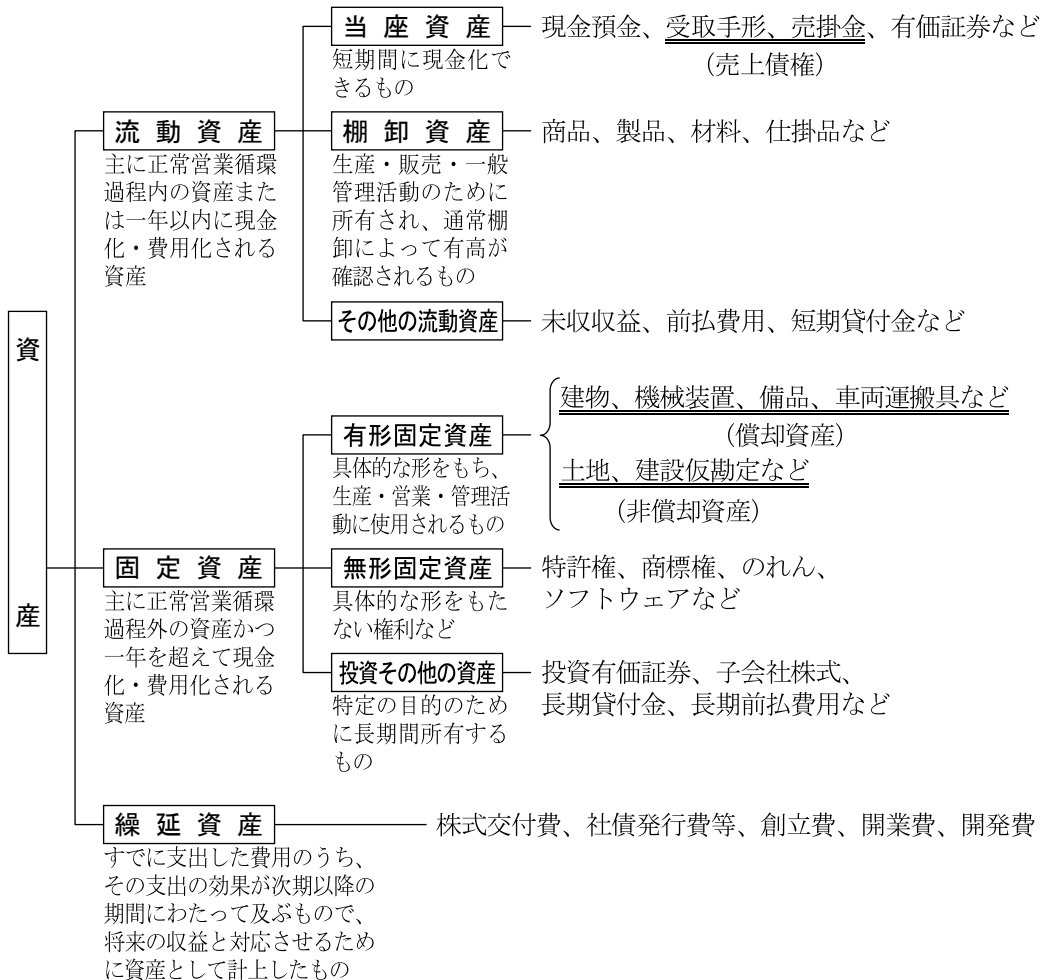
2 貸借対照表の区分表示

貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産および繰延資産に、負債の部を流動負債および固定負債に区分しなければならない。

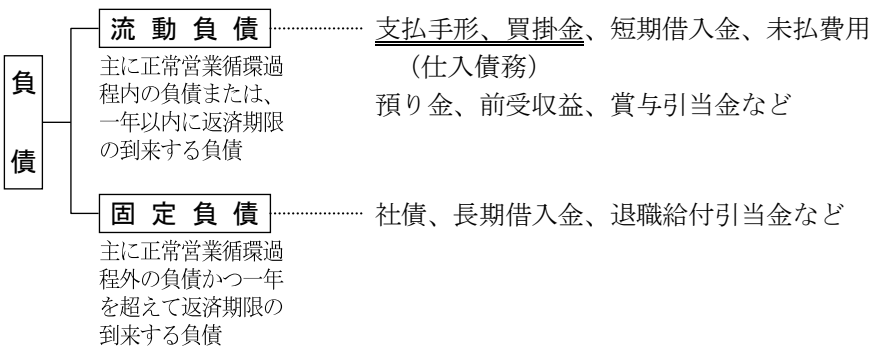
貸借対照表

資産の部	負債の部
I 流動資産	I 流動負債
II 固定資産	II 固定負債
1 有形固定資産	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 3 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 4 自己株式 II 評価・換算差額等 III 株式引受権 IV 新株予約権
2 無形固定資産	
3 投資その他の資産	
III 繰延資産	

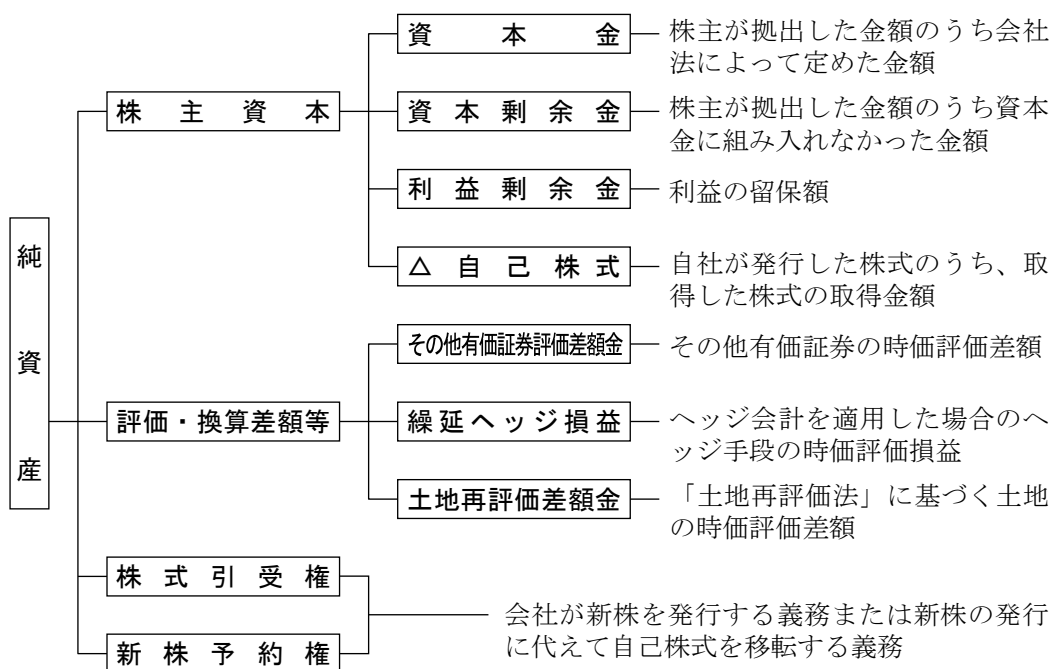
(1) 資産の部



(2) 負債の部



(3) 純資産の部



●QUESTION

次の取引事項・科目は、下記の貸借対照表上のいずれの区分に属するか、記号で答えなさい。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 商品の販売代金の未回収分 | 2. 市場価格のある売買目的有価証券 |
| 3. 事業用建物 | 4. 特許権 |
| 5. 半年後に回収される貸付金 | |
| 6. 社債の発行にかかった費用 | 7. 商品 |
| 8. 子会社株式 | |
| 9. 商品の購入代金の未払分 | 10. 3年後に返済期限の到来する借入金 |

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-------------|
| A. 流動資産 | B. 有形固定資産 | C. 無形固定資産 | D. 投資その他の資産 |
| E. 繰延資産 | F. 流動負債 | G. 固定負債 | H. 株主資本 |
| I. 評価・換算差額等 | | | |

●ANSWER

【解答】

1	A	2	A	3	B	4	C	5	A
6	E	7	A	8	D	9	F	10	G

【解答への道】

1. 企業の主目的である営業取引により発生した債権（未回収分）は、正常営業循環基準により、流動資産（売掛金）に計上される。
2. 市場価格があり、時価の変動により利益を得ることを目的としている有価証券は、流動資産に計上される。
3. 長期間にわたって事業の用に供するもので、具体的な形があるものは、有形固定資産に計上される。
4. 長期間にわたって使用するもので、具体的な形がないものは、無形固定資産に計上される。
5. 貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に回収期限が到来するものは、流動資産に計上される。
6. 社債の発行にかかった費用はすでに支払が完了しているが、その効果が次期以降に及ぶものと考えられるので、将来の収益に対応させるため、繰延資産として次期以降に繰り延べる。なお、支払時に費用として処理することもできる。
7. 販売活動のために所有しているものは、流動資産に計上される。
8. 支配権獲得のために、通常長期間にわたって所有する有価証券は、投資その他の資産に計上される。
9. 企業の主目的である営業取引により発生した債務（未払分）は、正常営業循環基準により、流動負債（買掛金）に計上される。
10. 支払の期限が貸借対照表日の翌日から起算して一年を超えて到来する借入金は、固定負債に計上される。

4 損益計算書 (Profit and Loss Statement : P/L) ☆☆☆

1 損益計算書の構造

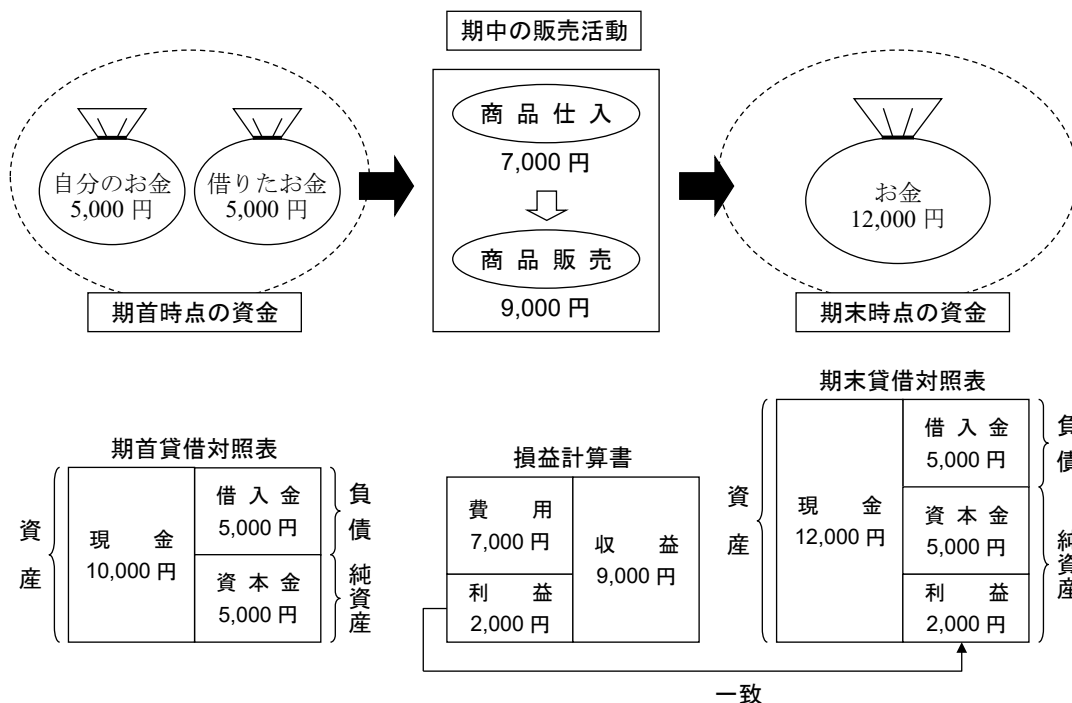
(1) 損益計算書とは

損益計算書とは、株主・債権者その他の利害関係者に企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間におけるすべての収益及び費用を一覧表示したものである。この損益計算書に表示される一会計期間の数値のことをフローの数値と呼ぶことがある。

なお、このセクションでは、損益計算書の基本的な構造について説明するため、収益と費用の具体的な内容については、第5章 損益会計で学習する。

損 益 計 算 書			
費 用 (企業がもうけを得るために犠牲にしたもの)		収 益 (企業がもうけを得るために稼いだした成果)	
利	益		
収 益 - 費 用 = 利 益			

(2) 貸借対照表との関係



2 損益計算書の区分表示

損益計算書では、利害関係者が利用しやすいように、取引の対応関係や同質性に着目して収益・費用を対応させた区分表示と各区分ごとの段階別利益が表示されている。

損 益 計 算 書				段 階 別 利 益
営業 損益 計算	I 売 上 高		×××	
	II 売 上 原 価	－)	×××	
	売上総利益 (または売上総損失)		×××	
			(△×××)	
	III 販売費及び一般管理費	－)	×××	
経常 損益 計算	営業利益 (または営業損失)		×××	
			(△×××)	
	IV 営業外収益	＋)	×××	
	V 営業外費用	－)	×××	
	経常利益 (または経常損失)		×××	
純 損益 計算			(△×××)	
	VI 特別利益	＋)	×××	
	VII 特別損失	－)	×××	
	税引前当期純利益		×××	
	法人税、住民税 及び事業税	－)	×××	
区分 表示	法人税等調整額	±)	×××	会社が一番最初に 稼いだ利益。 粗利益ともいう。
	当期純利益 (または当期純損失)		×××	
			(△×××)	
				企業本来の営業活 動から稼いだ利 益。
				本来の営業活動の ほか、財務活動 を含めた会社のト ータルな業績を示 す利益。
				会社の一会計期間 における最終成 果を表す利益。

(1) 営業損益計算

$$\text{売上高} - (\text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}) = \text{営業利益 (または営業損失)}$$

売上高 ……会社本来の営業活動から生まれた収益。言い換えると商品や製品・サービスを販売した代金。通常は総売上高から売上値引・戻りや割戻しを控除した純売上高で表示。

ー) **売上原価** ……販売した商品の仕入原価や製品の製造原価。

売上総利益 (または売上総損失) → 会社が一番最初に稼ぎ出した利益。粗利益。

ー) **販売費及び一般管理費** ……商品や製品を販売するために係る費用や会社全般の管理活動のために係る費用。

販売費及び一般管理費の具体例

給与手当、役員報酬、役員賞与引当金繰入額、旅費交通費、福利厚生費、販売手数料、広告宣伝費、見本品費、通信費、交際費、水道光熱費、貸倒引当金繰入額、退職給付費用、不動産賃借料、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、事務用消耗品費、雑費など。

営業利益 (または営業損失) → 会社本来の営業活動から稼ぎ出した利益。

(2) 経常損益計算

$$\text{営業利益 (または営業損失)} + \text{営業外収益} - \text{営業外費用} = \text{経常利益 (または経常損失)}$$

十) **営業外収益** ……企業本来の営業活動外（財務活動など）によって生じた収益。

営業外収益の具体例

受取利息、有価証券利息、受取配当金、仕入割引、有価証券売却益、雑収入など。

ー) **営業外費用** ……企業本来の営業活動外（財務活動など）によって生じた費用。

営業外費用の具体例

支払利息、社債利息、売上割引、株式交付費償却額、社債発行費等償却額、有価証券売却損、雑損失など。

経 常 利 益
(または経常損失)

→ 本来の営業活動のほか、財務活動を含めたトータルの利益。

(3) 純損益計算

経常利益(または経常損失) + 特別利益 - 特別損失 = 税引前当期純利益(または税引前当期純損失)
 税引前当期純利益(または税引前当期純損失) - 法人税、住民税及び事業税 ± 法人税等調整額
 = 当期純利益(または当期純損失)

十) **特 別 利 益** …… 臨時的な利益等。

特別利益の具体例

固定資産売却益、投資有価証券売却益など。

一) **特 別 損 失** …… 臨時的な損失等。

特別損失の具体例

固定資産売却損、投資有価証券売却損、固定資産災害損失、減損損失、
 投資有価証券評価損など。

税引前当期純利益
(または税引前当期純損失)

一) **法人税、住民税及び事業税**

十) **法 人 税 等 調 整 額**

当 期 純 利 益
(または当期純損失)

→ 会社の一会計期間の最終成果としての利益。

※なお、特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なものは毎期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる（企業会計原則 注解 12）。

3 製造原価明細書

製造過程が存在するメーカーの損益計算書は、商業を営む企業の損益計算書とその計算方法が一部異なっている。具体的には、商業に属する企業と製造過程が存在するメーカーでは売上原価の内訳が次のように異なる。

商業に属する企業の損益計算書		メーカーの損益計算書	
期首商品棚卸高	×××	期首製品棚卸高	×××
当期商品仕入高	×××	当期製品製造原価	×××
合 計	×××	合 計	×××
期末商品棚卸高	△×××	期末製品棚卸高	△×××
売上原価	×××	売上原価	×××

製造過程が存在するメーカーでは、商品を仕入れる代わりに自社で製品を製造する。売上原価の内訳は当期商品仕入高の代わり（あるいは併用で）に当期製品製造原価を記載する。

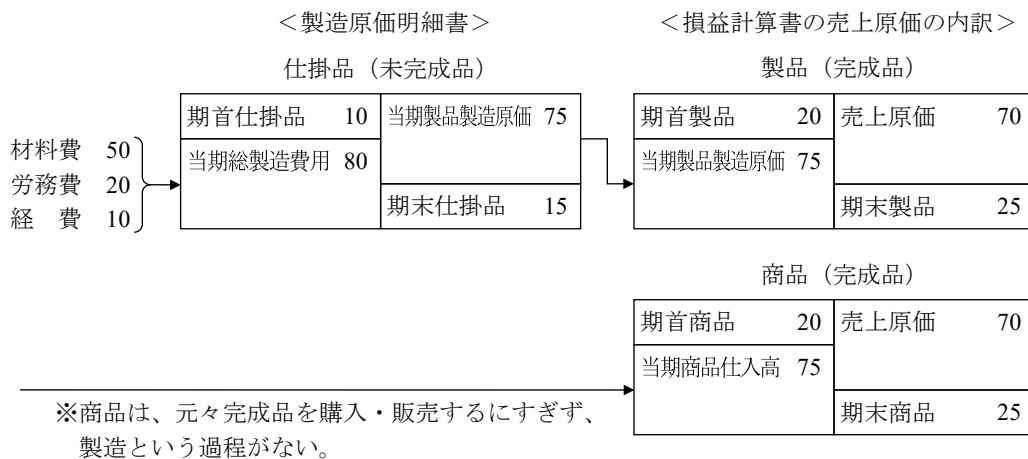
この当期製品製造原価の内訳明細書が製造原価明細書であり、有価証券報告書上で個別財務諸表についてのみ開示される。ただし、連結財務諸表上セグメント情報を注記している場合、個別財務諸表において製造原価明細書の開示は不要となっている。

製造原価明細書	
材料費	×××
労務費	×××
経費	×××
当期総製造費用	×××
期首仕掛品棚卸高	×××
合 計	×××
期末仕掛品棚卸高	△×××
当期製品製造原価	×××

→ 貸借対照表へ棚卸資産(表示は仕掛品)として計上
 → 損益計算書の売上原価を構成

- ① 材料費……………製品製造のために物品を消費したことにより発生した原価。
- ② 労務費……………製品製造のために労働力を消費したことにより発生した原価。
- ③ 経 費……………外注加工費、減価償却費、賃借料等の製品製造のために発生した原価のうち、材料費・労務費以外のもの。

※1 製造原価明細書と損益計算書の売上原価の流れ（金額は仮定）



※2 棚卸資産（完成品と未完成品）の区別

完 成 品	商 品：他社から仕入れた財
	製 品：自社で生産した財
未完成品	仕掛品：製造途中にあるもので、その状態では販売不可能な財
	半製品：製造途中にあるもので、その状態で販売可能な財

5 株主資本等変動計算書



1 株主資本等変動計算書とは

株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部の一会計期間の変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。そのため、貸借対照表の純資産の部における株主資本の各項目（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を総額で表示する。

また、株主資本以外の各項目（評価・換算差額等、株式引受権、新株予約権）については、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を総額で表示することができる。

このような株主資本等変動計算書の作成・開示が求められるようになった背景としては、近年の会計基準の新設又は改正により、純資産部に直接計上されるその他有価証券評価差額金等の項目が増加していること、また、自己株式の取得、処分及び消却等といった純資産の部の変動要因が増加していること、さらには、会社法の改正により、剰余金の配当や株主資本の計数の変動が柔軟に実施できることになったことが挙げられる。そこで、株主資本をはじめとして純資産の部の項目の変動の状況を明示し、財務諸表利用者への十分な情報を提供するために、すべての株式会社に株主資本等変動計算書の作成が義務付けられている。

2 株主資本等変動計算書の雛型

株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うことになる。株主資本等変動計算書の雛型は、以下のとおりである。なお、純資産の内容については、第4章 純資産会計で学習する。

株主資本等変動計算書

(自××年×月×日 至××年×月×日)

	株 主 資 本									評価・換算差額等					株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金								利益 剰余金 合計			
						×× 積立金	繰越利益 剰余金										
当期首残高 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－ XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	
当期変動額																	
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX						XXX	
剰余金の配 当					XXX	－ XXX	－ XXX		－ XXX							－ XXX	
当期純利益							XXX	XXX		XXX						XXX	
自己株式の 処分									XXX	XXX						XX	
・ ・ ・ ・ ・																	
株主資本以 外の項目の 当期の変動 額 (純額)											XXX		XXX	XXX	XXX	XXX	
当期変動額合 計 (円)	XXX	XXX	－	XXX	XXX	－	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX	XXX	XXX	
当期末残高 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－ XXX	XXX	XXX		XXX	XXX	XXX	XXX	

(記載上の注意)

1. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6 キャッシュ・フロー計算書

☆☆☆

1 キャッシュ・フロー計算書の概要

(1) キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フロー計算書とは、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。

キャッシュ・フローとは、資金（現金及び現金同等物）の変動、すなわち収入と支出を意味する。企業の期末における資金の残高は、期首の資金残高に当期の収入を加算し、それから当期の支出を減算することによって求めることができる。これを関係式で示すと、次のとおりである。

$$\text{期首の資金残高} + \text{当期の収入} - \text{当期の支出} = \text{期末の資金残高}$$

つまり、キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表や損益計算書からは入手できないキャッシュ・フローの情報を提供するものである。

(2) キャッシュ・フロー計算書の区分

資金に関する上記の関係式の順番を変えて、さらに各項目を上下に表示すると、次のようになる。

当期の収入	(1)
当期の支出	(2)
当期の資金の増加額（又は減少額）	(1) - (2) = (3)
期首の資金残高	(4)
期末の資金残高	(3) + (4) = (5)

そして、上記枠内の収入と支出を企業の主要な3つの活動である

- ・営業活動
- ・投資活動
- ・財務活動

に区分して表示したものがキャッシュ・フロー計算書である。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、直接法と間接法が存在する。ここではキャッシュ・フロー計算書の雛型を示すことにする。詳細については、第6章 企業結合会計の8 連結キャッシュ・フロー計算書で学習する。

2 キャッシュ・フロー計算書の雛型

(1) 直接法

キャッシュ・フロー計算書（直接法）

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	×××
原材料または商品の仕入による支出	△×××
人件費の支出	△×××
その他の営業支出	△×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
損害賠償金の支払額	△×××
.....	×××
法人税等の支払額	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
社債の発行による収入	×××
社債の償還による支出	△×××
自己株式の取得による支出	△×××
配当金の支払額	△×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
V 現金及び現金同等物の増加額（または減少額）	×××
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××
VII 現金及び現金同等物の期末残高	×××

(2) 間接法

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（または税引前当期純損失）	×××
減価償却費	×××
貸倒引当金の増加額	×××
受取利息及び受取配当金	△×××
支払利息	×××
為替差損	×××
有形固定資産売却益	△×××
売上債権の増加額	△×××
たな卸資産の減少額	×××
仕入債務の減少額	△×××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
損害賠償金の支払額	△×××
法人税等の支払額	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××

II 投資活動によるキャッシュ・フロー並びにIII 財務活動によるキャッシュ・フローは直接法と同じである。

7 注記事項



1 注記の内容

注記とは、財務諸表本体の記載内容に関する重要事項を、財務諸表本体と別の箇所に言葉などを用いて記載したものである。

注記事項には、①継続企業の前提や重要な会計方針および会計上の見積りなど、財務諸表の作成のための基本となる事項、②貸借対照表など個々の財務諸表の記載項目の内容・内訳その他関連情報、③1株当たり利益、④重要な後発事象、といった種類がある。代表的なものは、以下のとおりである。

(1) 継続企業の前提に関する注記

現行の会計基準は、継続企業の前提のもとに制定され、すべての企業に等しく適用されている。ただし、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、そのような事象や状況が存在する旨とその内容など一定の事項を注記しなければならない。

(2) 重要な会計方針の注記

財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（会計方針等）は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

現行の制度会計のもとでは、一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則または手続（＝会計方針）の選択適用が認められているものがあり、その採用については企業に任せられている。そのため、同一取引であっても、異なる会計方針を採用した場合には、財務諸表に異なる数値が表示されることになる。財務諸表分析を行う場合には、この点を考慮して分析する必要がある。

重要な会計方針としては、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（下記①～⑦）や財務諸表等規則ガイドライン第8条の2において以下の項目が挙げられている。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ③ 固定資産の減価償却方法
- ④ 繰延資産の処理方法
- ⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- ⑥ 引当金の計上基準
- ⑦ 収益及び費用の計上基準
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- ⑩ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(3) 重要な後発事象の注記

注記の対象となる重要な後発事象とは、貸借対照表日後に生じた当期の財務諸表の修正は伴わないが、次期以後の財政状態・経営成績に重要な影響を及ぼす事象をいう。重要な後発事象は、次のとおりである（財務諸表等規則・同ガイドライン第8条の4）。

- ① 火災、出水等による重大な損害の発生
- ② 多額の増資または減資及び多額の社債の発行または繰上償還
- ③ 会社の合併、重要な事業の譲渡または譲受
- ④ 重要な係争事件の発生または解決
- ⑤ 主要な取引先の倒産
- ⑥ 株式併合及び株式分割

★ 参考

後発事象

後発事象については、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」が、2026 年 1 月に公表され、2027 年 4 月 1 日より適用される。

後発事象とは、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日（原則として、財務諸表の公表の承認日）までに発生した事象をいう。後発事象には、修正後発事象と開示後発事象がある。

修正後発事象	決算日後に発生した事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない事象をいう。重要な修正後発事象については、財務諸表を修正する。
開示後発事象	決算日後において発生し、当期の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌期以降の財務諸表に影響を及ぼす事象をいう。重要な開示後発事象については、将来の企業の状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解することができるようにするために、その内容及び影響額等を注記する。

2 会計上の変更および誤謬の訂正

企業が選択した会計処理の原則及び手続並びに表示方法は、継続性の原則により、毎期継続して適用しなければならないが、正当な理由があれば変更することができる。この場合の取扱いについては、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において次のように定められている。

なお、同基準では、会計上の変更として、会計方針の変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更と区別し、会計上の変更ではないものの財務諸表に影響を与えるものとして誤謬の訂正を挙げている。

(1) 会計上の変更（原則的な取扱い）

① 会計方針の変更

会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。この変更については、財務諸表の期間的な比較可能性や企業間の比較可能性を高めるために、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理をする**遡及適用**が求められる。

② 表示方法の変更

表示方法の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた表示方法から他の一般に公正妥当と認められた表示方法に変更することをいう。この変更については、財務諸表の期間的な比較可能性を確保するために、新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用したかのように表示を変更する**財務諸表の組替え**が求められる。

③ 会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更とは、新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。この変更については、過去に遡ることはせず、その変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、その変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う。

(2) 区別が困難な場合

有形固定資産の減価償却方法のように、会計方針に該当するものの、**その変更が会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合**には、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、**遡及適用は行わない**。

(3) 誤謬の訂正

誤謬とは、原因となる行為が意図的である否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤りのことである。誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映する**修正再表示**が求められる。

8 会計制度



1 制度会計

制度会計とは、法律の規制を受ける会計のことである。わが国における制度会計としては、金融商品取引法に基づく会計および会社法に基づく会計並びに法人税法に基づく会計がある。3つの法律に基づくことから、トライアングル体制と呼ばれることがある。証券アナリスト試験では、特に、金融商品取引法と会社法の比較が重要である。

(1) 金融商品取引法に基づく会計

金融商品取引法は、有価証券の売買を行う投資家の保護を立法趣旨としている。投資家が自己責任において意思決定を行うためには、投資対象の企業に関する情報の開示が不可欠となる。そのため、金融商品取引法では、上場会社等に対し、**投資家による投資意思決定に役立つ情報**を提供するための手段（**情報提供機能**）として、財務諸表による会計情報の開示を要求している。

(2) 会社法に基づく会計

会社法は、企業に関わる当事者間の円滑な利害調整、なかでも債権者の保護を立法趣旨としている。そのため、会社法では、企業業績の**成果配分**を適正に行う（**債権者保護**）ため、財務諸表により企業の財政状態と経営成績の結果を報告させ、会社経営者の行動を**監視（モニタリング）**し、会社経営者・株主間及び株主・債権者間で生じる様々な対立を解消する手段（**利害調整機能**）を担っている。このような利害調整機能を、開示規制と特に**配当規制**という形で達成しようとする制度会計が、会社法に基づく会計である。

＜制度会計の比較＞

	金融商品取引法	会 社 法
立法趣旨	国民経済の健全な発展および投資者保護	主に株主と債権者の間の利害関係の調整
規制	開示規制	開示規制および配当規制(剰余金の分配に関する規制)
対象会社	上場会社等	すべての会社
作成が求められる書類	①貸借対照表(連結貸借対照表)	①貸借対照表(連結貸借対照表)
	②損益計算書(連結損益計算書)	②損益計算書(連結損益計算書)
	③株主資本等変動計算書 (連結株主資本等変動計算書)	③その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの、株主資本等変動計算書(連結株主資本等変動計算書)及び個別注記表(連結注記表)
	④キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)	④事業報告
	⑤附属明細表(連結附属明細表)	⑤附属明細書

(3) 企業会計基準との関係

会計基準とは、財務諸表の作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範として形成されたものであり、これらの基準は公正妥当なものとして社会的な承認を得ているという意味で、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 (Generally Accepted Accounting Principle ; GAAP)」と呼ばれている。

金融商品取引法は、立法趣旨を達成するために利益情報の開示を求めているが、その具体的な内容は指示していない。形式面については、「財務諸表等規則」や「連結財務諸表規則」において規定しているが、規定の詳細は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に委ねられている。また、会社法についても、金融商品取引法と同様に、利益の具体的な計算方法について詳細かつ包括的な規定を持っていない。具体的な計算規定については、「会社計算規則」に委ねられているが、網羅しきれない部分については、金融商品取引法と同様に一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている。

なお、企業会計審議会や企業会計基準委員会が設定し公表した会計基準は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」を構成すると考えられている。

2 ディスクロージャー制度

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度（法定開示）

金融商品取引法に基づき情報が開示されるといっても、財務諸表だけが単独で開示されるのではなく、実際には、**発行市場**（新規の株式発行や起債を行う場合の投資家保護）と、**流通市場**（公開後の株式等を売買する場合の投資家保護）に向けて、次のような名称の書類が開示される。これらの届出書や報告書は、会計以外の情報も含まれるが、財務諸表は、その中の重要な一部として組み込まれ、その内容は、**公認会計士**または**監査法人**によって**監査**される。

- ・発行市場における発行開示書類……有価証券届出書、目論見書など
- ・流通市場における継続開示書類……有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書など

① 開示資料

1) 有価証券報告書

営業や経理の状況等の情報を記載した報告書で、各事業年度経過後 3 ヶ月以内に財務局長等へ提出する必要がある。

有価証券報告書では、財務諸表による財務情報のほか、財務諸表で開示される情報以外の非財務情報も開示されている。非財務情報については、経営戦略、MD&A（Management Discussion & Analysis：経営者による財政状態および経営成績の検討と分析）、リスク情報などが挙げられる。さらに、非財務情報として、2023 年より、「サステナビリティに関する考え方及び取組」（サステナビリティ情報）の開示が義務付けられた。サステナビリティ情報のうち、「ガバナンス」と「リスク管理」については、すべての企業が開示するものとされ、「戦略」と「指標及び目標」については各企業が重要性を踏まえて開示の可否を判断するものとされている。なお、この非財務情報は、監査の対象外である。

2) 半期報告書

従来、金融商品取引法においては、一事業年度を 3 ヶ月に区分した報告書として四半期報告書の作成開示が求められていた。しかし、2024 年 4 月以降は、企業のコスト削減と開示の効率化のために、四半期報告書（第 1 および第 3 四半期）は廃止され、証券取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化された。また、開示義務の残る第 2 四半期報告書は、半期報告書として作成開示が必要となっている。

3) 臨時報告書

臨時的に発生した事実のうち、企業内容に重要な影響を与える可能性のあるものに関する報告書で、当該事実の発生により遅滞なく提出する必要がある。

② 代表的な閲覧場所

1) 紙媒体

有価証券報告書総覧

2) 電子媒体

インターネットを利用した電子情報開示システム **EDINET**（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）

(2) 金融商品取引所（証券取引所）の規則によるタイムリーディスクロージャー（適時開示）

会社法や金融商品取引法による制度開示とは別に、タイムリーなディスクロージャーを一層充実させるため、証券取引所は、上場会社に次のような情報の開示を義務付けている。

- ・決定事実に関する情報……株式の発行、資本の減少、自己株式の取得、会社分割など
- ・発生事実に関する情報……主要株主の異動、災害の発生、破産等の申立てなど
- ・決算に関する情報………決算内容、業績予想の修正等、配当予想の修正など

① 決算短信

適時開示が義務付けられている情報のうち定期的に開示されるのが「決算に関する情報」である。決算発表は、取引所が定める共通の様式である**決算短信**によって行われ、有価証券報告書の開示に先立って開示される。

決算短信で特徴的なのは、売上や利益といった当期の業績数字のみならず、**次期の業績予測**が開示される点であり、決算短信の有用性を高めている。また、前述のとおり、四半期開示については、2024年4月以降、金融商品取引法上の四半期報告書（第1および第3四半期）は廃止され、証券取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化された。

② 代表的な閲覧場所

適時開示の一連のプロセスたる取引所への事前説明、報道機関への公開、ファイリング、公衆縦覧は、原則として、インターネットを利用した適時開示情報伝達システム TDnet（Timely Disclosure network）により行う。

(3) 企業個有の開示（自主開示）

自主的に開示される情報としては、統合報告書、CSR 報告書（Corporate Social Responsibility Report）、アニュアル・レポートなどの IR 情報がある。これらは各社のウェブサイト等で提供されている。この中でも、財務情報と非財務情報を有機的に結びつけた統合報告書は、国際統合報告評議会（IIRC：International Integrated Reporting Council）による国際統合報告フレームワークの公表を契機に、近年開示する企業が増加している。なお、IIRC は、2021 年 6 月にサステナビリティ会計基準審議会（SASB：Sustainability Accounting Standards Board）と統合して価値報告財団（VRF：Value Reporting Foundation）となり、VRF と気候変動開示基準委員会（CDSB：Climate Disclosure Standards Board）は、2022 年 6 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB：International Sustainability Standards Board）に統合されている。

3 財務諸表監査

(1) 意義

財務諸表監査とは企業が公表する財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているのかについて、企業から独立した第三者によって確かめ、その結果を報告する行為のことである。監査によって信頼性が担保された財務諸表は、投資家の利用を促し、証券取引の円滑化に結び付く。なお、財務諸表が会計基準に準拠して作成されているかどうかをチェックする際、公認会計士または監査法人が行うべき標準的な手続きは、企業会計審議会が公表した「監査基準」に記載されている。

(2) 金融商品取引法監査

金融商品取引法では、上場企業が有価証券報告書等で開示する財務諸表につき、公認会計士または監査法人の監査を義務付けている。監査報告書には、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見が記載される。財務諸表の適正性に関する公認会計士または監査法人の意見は監査意見と呼ばれ、監査基準では監査意見を①無限定適正意見、②限定付適正意見、③不適正意見の3つに分類し、責任ある意見を表明できない場合は、④意見を表明しない。

なお、上記の意見に加えて、監査の過程で、企業が倒産のリスクを抱える等、継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての重要な疑義を抱いた場合には、その旨を追記することとされている。

① 無限定適正意見

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、無限定適正意見を表明する。

② 限定付適正意見

監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明する。

また、監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明する。

③ 不適正意見

監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、不適正意見を表明する。

④ 意見不表明

監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明しない。

(3) 監査上の主要な検討事項（KAM : Key Audit Matters）

監査上の主要な検討事項とは、当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査に特に重要であると判断した事項である。

この記載によって、従来不十分とされていた監査人が監査意見を表明するに至ったプロセスに関する情報が提供され、監査の透明性や信頼性の向上につながると期待されている。

なお、この事項は、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査意見とは区別される。

4 国際財務報告基準（IFRS）

(1) 概 要

国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）とは、国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）が公表する一連の会計基準である。これは、投資家をはじめとする財務諸表の利用者が、国際的な共通ルールに基づいて比較可能性を確保し、有用な意思決定を行うことを目的としている。企業にとっても、利用者に受け入れられることは資金調達等の面で有益に働くことから、IFRS の適用は国際的に増加の傾向にあり、特に、EU 加盟国内の上場企業では、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成が強制されている。

(2) 適用要件

従来、日本の企業が IFRS を適用するためには、下記①～③の要件を満たす必要があった。

- ① 上場していること
- ② IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること
- ③ 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること

しかし、現在では、すべての要件を満たさなくても海外からの投資を幅広く受け入れている場合や IPO 企業の適用による負担軽減等の側面を考慮して、上記②のみの要件を満たすことで国際財務報告基準の適用が可能となっている。また、IFRS と日本基準で著しく異なる部分については、日本企業が採用しやすいように部分修正した修正国際基準（JMIS：Japan's Modified International Standards）が制定され、2016 年 3 月期から適用が開始されている。現在の日本では、国際会計基準について、IFRS と修正国際基準が選択可能となっている。

(3) 日本基準と IFRS の差異

日本基準と IFRS の主な差異は以下のとおりである。

	日本基準	IFRS
会計基準の前提	細則主義（的）	原則主義（的）
重視する利益	当期純利益	包括利益
リサイクリング	必ず行う。	一部行わない場合がある。
のれんの処理	20 年以内に規則的な償却を行う。	非償却
	減損処理	減損処理
資産と負債の差額	純資産	資本
非支配（株主）持分	純資産の部に株主資本とは区別して表示する。	資本の部に親会社株主帰属持分とは区別して表示する。

★参考

会計及び利益情報の特徴

企業活動のデータは、企業が作成し利用するだけでなく、利害関係者の意思決定においても重要な判断材料といえる。そこで、単なるデータを、一定のルールに当てはめて信頼性や比較可能性を付与するとともに、修正加工することによって有用性の高い情報として活用することが期待されている。

このような会計及び利益情報について、以下の特徴が挙げられる。

- ・ 経営者と投資家の情報の格差（情報の非対称性）の緩和・解消に役立つ。
- ・ 必要に応じて、修正、加工する場合がある。
→修正加工の段階で、一部情報が脱落することがある。
- ・ 主要な機能は情報提供機能、意思決定支援機能であり、副次的な機能として利害調整機能を有している。
- ・ 企業の取引を集計、要約した定量的情報である。
→ファンダメンタル分析に用いる際には、数値化されない定性的情報も含めて判断する。
- ・ 利益は、将来見通しや会計方針の多様性により、唯一絶対的なものではなく、相対的なものである。したがって、事実に忠実な利益は1つではなく、複数存在する。
→経営者の恣意性が介入する余地がある。
- ・ 利益は、会社法による分配可能額、法人税法による課税所得の計算においても基礎となる。

★参考

概念フレームワーク

概念フレームワークとは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。これには、以下の役割が期待されている。

- ① 財務諸表利用者にとって、会計基準の解釈の際の負担を軽減する。
- ② 会計基準の設定主体にとって、将来の基準開発の指針となる。
- ③ 国際的な基準設定の場において、日本の概念的な基礎を提供する。

また、先行して公表されている海外の概念フレームワークにならい、以下の構成となっている。

第1章 財務報告の目的

第2章 会計情報の質的特性

第3章 財務諸表の構成要素

第4章 財務諸表における認識と測定

第2章

資産会計

この章のポイント

資産とは、企業が事業活動を営む上で、将来、収益をもたらすものであり、かつ、貨幣額によって合理的に測定できるものをいう。資産会計では資産の評価、すなわち貸借対照表に計上する金額をどのように決定するのが重要となり、評価方法によっては、会社の業績に影響を与える。

また、特に、有価証券、棚卸資産及び固定資産については、会計処理方法がいくつも存在し、どの方法を選択するかによっても、やはり会社の業績に影響を与える。

そこで、資産の評価基準並びに、有価証券、棚卸資産及び固定資産等における会計処理方法を理解すること、また、会計処理方法の違いによりどのように会社の業績に影響を与えるのかを学習することが、第2章のポイントになる。

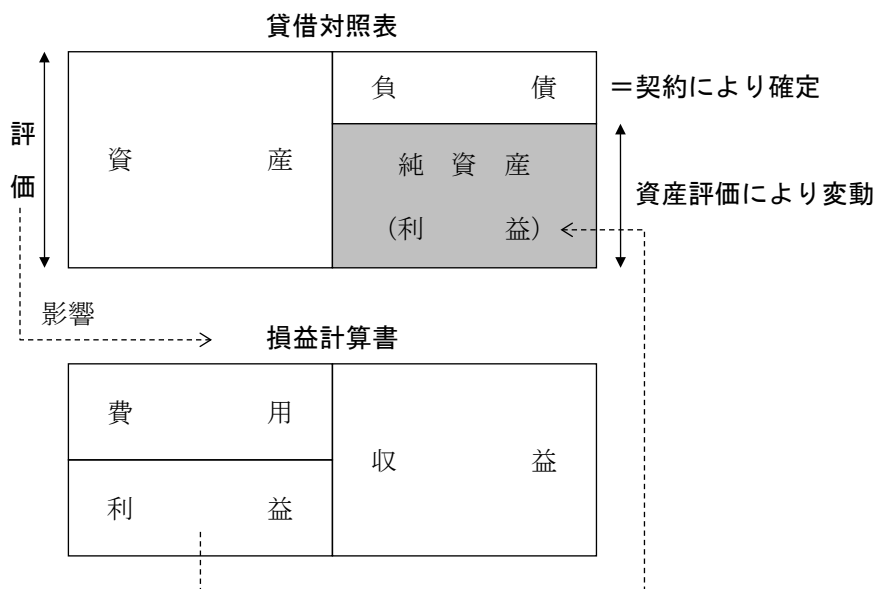
1 資産の評価



1 資産評価の重要性

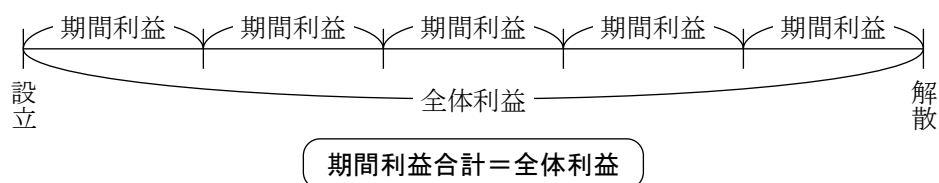
(1) 資産の評価

資産の評価とは、貸借対照表の計上価額を決定することを意味する。つまり、貸借対照表に記載する金額を決めることである。資産の金額をいくらで評価するかによっては、一会計期間における損益（例えば、棚卸資産の売上原価、固定資産の減価償却費、有価証券の評価損益など）を決定することにもなり、また、期末の貸借対照表の計上価額（例えば、期末の棚卸資産の評価額、固定資産の簿価、有価証券の評価額など）の決定は、次期以降の損益にも影響を及ぼすことになる。したがって、資産の評価は、貸借対照表の計上金額の決定に加えて、適正な期間損益計算にも結び付いている。



(2) 期間利益と全体利益

期間利益とは、継続企業を前提として、企業の全存続期間を人為的な期間に区切って計算された個々の期間の利益、すなわち企業設立から解散までの全存続期間における利益（＝全体利益）の一部分の利益をいう。したがって、期間利益の合計額は全体利益の金額と一致する。



なお、ある期間において資産を過小に評価することにより期間利益を過小に計算したとしても、それは、その期の利益を次期以後に繰延べただけであって、次期以後の期間利益がその分だけ過大に計上される。つまり、企業のキャッシュ・フローに影響を与えない会計方針の変更は、利益の年度間配分を操作するにすぎないのである。したがって、期間利益を過大あるいは過小に評価しても、全体利益には影響を及ぼさない。

2 資産の評価基準

資産評価の基準としては、**原価基準**、**時価基準**、**現在価値基準**などがある。また、評価基準とは別の選択基準として**低価基準**（決算時における時価と取得原価を比較して、いずれか低い方の価額によって資産を評価する基準）がある。

(1) 原価基準

原価基準とは、資産評価の基礎を過去の購入市場の価格に求める考え方をいい、当該資産の取得に要した支出額、すなわち取得原価に基づき評価する基準である。取得原価主義または過去の取引記録に基づいていることから、歴史的原価主義ともよばれる。なお、事業用資産については、原則として原価基準が採用されている。

(2) 時価基準

時価基準とは、資産評価の基礎を現在の販売市場の価格または現在の購入市場の価格に求める考え方であり、前者を売却時価（正味売却価額）基準、後者を取替原価（再調達原価）基準と呼んでいる。

金融資産への投資の場合は、市場価格の上昇が期待され、その事実が確かめられたときに収益が実現したとみなされるため、一定の条件を備えた金融資産には時価基準による評価が肯定される。一方、事業用資産への投資の場合、売却によって対価が流入することにより、キャッシュの獲得が事実として確かめられたときに損益が実現したとみなされるため、時価基準による評価は否定される。

なお、2019年に「時価の算定に関する会計基準」が公表され、「金融商品に関する会計基準」における金融商品及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産に適用する時価が下記のように定義された。

時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

この資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格を出口価格ともいう。

(3) 現在価値基準

現在価値基準とは、当該資産が生み出す将来キャッシュ・フローの期待値を、一定の利子率（割引率）で割り引いた現在価値により評価する基準をいう。

なお、将来キャッシュ・フローの予測や利子率の選択には不確実性がある。そのため、現行の会計基準のもとでは、債権、リース資産・負債、退職給付債務の計算などで限定的に用いられている。

(4) 貸借対照表における評価額

前記の(1)～(3)の基準をもとに、購入、決算、将来の各時点における金額を想定すると、資産に限ってみれば、下記のように貸借対照表の評価額が決定される。

購入	決算	将来 (1 年後)
取得原価 100	時価 90 or 110	将来キャッシュ・フローの期待値 132
	割引現在価値 120※	割引率 10%

※割引現在価値については、将来キャッシュ・フローの期待値を $(1 + \text{割引率})^{\text{期間}}$ で割って求める。

$$\text{割引現在価値} = \frac{\text{将来キャッシュ・フローの期待値}}{(1 + \text{割引率})^{\text{期間}}} = \frac{132}{(1 + 0.1)} = 120$$

貸借対照表	
(資産の部)	(負債の部)
原価基準 →購入した金額（取得原価）が基準 資産 100	
時価基準 →決算時点の金額（時価）が基準 資産 90 or 110	(純資産の部)
現在価値基準 →将来の金額を割引いた金額 （割引現在価値）が基準 資産 120	

※なお、上記の想定にもとづいた場合、低価基準によれば、時価が 90 であれば時価 90 が、時価が 110 であれば取得原価 100 が、貸借対照表における資産の評価額となる。

2 金融資産



1 会計基準

資産の評価基準については、わが国では「企業会計原則」に規定されているが、金融商品に関しては、原則として、「金融商品に関する会計基準」が優先して適用される。

(1) 金融資産及び金融負債の範囲

「金融商品に関する会計基準」では、「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約」を総称して金融商品と定義している。

① 金融資産

金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びにデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）により生じる正味の債権等をいう。

② 金融負債

金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務をいう。

③ 複合金融商品

金融資産及び金融負債の範囲には、複数種類の金融資産または金融負債が組み合わされている複合金融商品も含まれる。

（新株予約権付社債など）

④ デリバティブ取引

デリバティブ取引（先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引など）に関しては、その価値は、当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる。

(2) 「金融商品に関する会計基準」における評価基準の基本的考え方

金融資産……時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた処理を定める。

金融負債……債務額を貸借対照表価額とし、（デリバティブ取引より生じる正味の債務を除き）時価評価の対象としない。

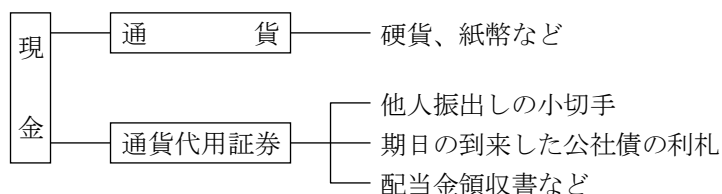
(3) 「金融商品に関する会計基準」における時価

時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

2 現金及び預金

(1) 現金

会計上の現金には、通貨以外に換金流通性の高い通貨代用証券も含まれる。



なお、現金は**正常営業循環基準**にしたがって、流動資産に分類・表示される。

(2) 預金

① 預金の範囲

金融機関に預けられた各種預金、貯金など

② 貸借対照表上の区分

預金については、**一年基準**が適用され、次のように分類される。

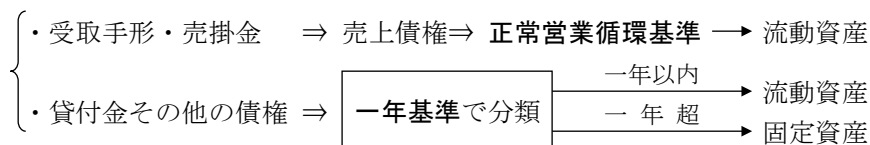
- ・満期日が貸借対照表日の翌日から一年以内…流動資産の「現金及び預金」
- ・満期日が貸借対照表日の翌日から一年超……固定資産のうち投資その他の資産の「長期性預金」

貸借対照表上は、現金と預金を合わせて、「現金及び預金」と表示される。

3 債 権

債権とは、金銭をもって弁済を受けるべき権利をいい、受取手形や売掛金の売上債権と、貸付金その他の債権に分けられる。

(1) 貸借対照表上の区分



★ 参 考

● 受取手形

手形とは、一定期日に一定金額を手形債務者が支払うことを約束した証券である。

受取手形とは、商業手形であり、商品を販売し対価として受取った手形である。貸借対照表上の流動資産で、「現金及び預金」の次に表示される。

・ 割引手形

手形の割引とは、手形の支払期日が到来するのに先だって金融機関などに持込み、手形売却損を差し引いて現金を得ることをいう。この場合に金融機関に譲渡した手形を割引手形という。

・ 裏書手形

手形の裏書譲渡とは、受取った手形を裏書して仕入先等に譲渡することにより債務の弁済などに充てることをいう。この場合に譲渡した手形を裏書手形という。

● 売掛金

売掛金とは、企業の主たる営業活動から生じた未収入金をいう。

● 貸付金

貸付金とは、借用証書もしくは手形の差入を受けて金銭を貸し付けたときの返済請求権をいう。

(2) 債権の評価

① 評 価

債権の評価については、その貸借対照表価額は取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額でなければならない。

ここでいう貸倒引当金とは、売上債権や貸付金について、次期以降回収不能（将来の損失）となる可能性が見込まれる場合、これに備えて設定される引当金をいう（第3章 負債会計 2 引当金を参照）。

② 債権の区分

「金融商品に関する会計基準」では、原則として、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つに分類する。

区 分	定 義
一 般 債 権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒懸念債権	経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

③ 貸倒見積額の算定

債権を3つに区分した上で、各区分に応じた貸倒見積高の算定方法により貸倒見積高を算定する。

区 分	貸倒見積高の算定方法
一 般 債 権	一般債権については、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。(貸倒実績率法)
貸倒懸念債権	債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する (1) 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法。(財務内容評価法) (2) 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法。(キャッシュ・フロー見積法)
破産更生債権等	債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。(財務内容評価法)

1) 貸倒実績率法

貸倒実績率法とは、一般債権に対する貸倒見積高の算定方法であり、債権全体または同種・同類の債権ごとに、過去の貸倒実績率を乗じて貸倒見積高を算定する方法をいう。

例) ×2 年度の貸倒見積高を貸倒実績率法により求める。(平均回収期間は 1 年未満)

	×1 年度	×2 年度
債権期末残高	3,600	4,000
貸倒実績額	—	72

イ) 貸倒実績率の算出

×1 年度の債権期末残高に対する貸倒実績率 = $(72 \div 3,600) \times 100 = 2.00\%$

×1 年度の債権期末残高 3,600 のうち、×2 年度に 72 が貸倒れたということ。

ロ) ×2 年度貸倒見積高の算定

×2 年度の債権期末残高 4,000 × 貸倒実績率 2.00% = 80

2) 財務内容評価法

財務内容評価法とは、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法である。

イ) 貸倒懸念債権

債権額		担保の処分見込額
		保証による回収見込額
		残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定

ロ) 破産更生債権等

債権額		担保の処分見込額
		保証による回収見込額
		貸倒見積高

3) キャッシュ・フロー見積法

キャッシュ・フロー見積法とは、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法である。いわゆる、現在価値基準の適用である。

例) 次の債権を貸倒懸念債権に分類し、キャッシュ・フロー見積法による t 年期末の貸倒見積高を算定する。

- ・ 債権金額 4,000,000 円 ・ 約定利子率 5% ・ 残存期間 1 年
- ・ 利払は、返済期限時に元本と最終の利子を一括して返済する契約
- ※ t 年期末に支払条件の緩和：約定利子率を 3%に引き下げ

イ) 将来のキャッシュ・フローの算出

$t+1$ 期 $4,000,000 \times 3\% + 4,000,000 = 4,120,000$ 円 (利息 + 元本)

※条件緩和後の利子率 3%で計算する。相手方の返済能力を懸念して利子率を引き下げたということ。

ロ) イ) の割引現在価値の算出

$$\frac{120,000 + 4,000,000}{(1 + 0.05)} \div 3,923,810 \text{ 円}$$

※当初の債権金額からの減少 (貸倒) 額を算定するために当初の利子率 5%で割引計算する。

$$\begin{array}{rcl} & & \text{(将来キャッシュ・フロー = 元本 + 変更後利息)} \\ \text{(債権金額)} & & 4,000,000 \text{ (元本)} \\ 4,000,000 & & \times 3\% \rightarrow 120,000 \text{ (変更後利息)} \\ & \xrightarrow{\hspace{10em}} & \\ 3,923,809.52\cdots & \leftarrow & \div (1 + 0.05) \\ \text{(割引現在価値)} & & \end{array}$$

ハ) 貸倒見積高の算定

債権金額 4,000,000 円 - 将来キャッシュ・フローの割引現在価値合計 3,923,810 円
= 76,190 円

④ 貸借対照表上の表示

貸倒引当金は、その債権が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。

- ① 二以上の科目について、貸倒引当金を一括して記載する方法
- ② 債権について、貸倒引当金を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金を注記する方法 (「企業会計原則」 注解 17)

原則的方法		例外的方法	
科目別間接控除方式		一括間接控除方式	
受取手形	150,000	受取手形	150,000
貸倒引当金	→ <u>△3,000</u>	貸倒引当金	→ <u>△9,000</u>
売掛金	300,000	売掛金	300,000
貸倒引当金	→ <u>△6,000</u>		
回収不能見込額	147,000	回収不能見込額	441,000
回収可能見込額	294,000	回収可能見込額	

●QUESTION

以下の一般債権（平均回収期間は1年未満）に関する資料にもとづいて、貸倒実績率により、×4年度の貸倒見積高を求めなさい。なお、貸倒実績率は、過去3期間の貸倒実績率の平均値を用いること。

（資料）一般債権の期末残高と貸倒実績額（単位：百万円）

	×1年度	×2年度	×3年度	×4年度
債権期末残高	3,600	4,000	3,800	4,200
貸倒実績額	—	72	100	57

●ANSWER

【解答】

84 百万円

【解答への道】

① 各年度の貸倒実績率の算出

一般債権の平均回収期間が1年未満とあることから、例えば、×1年度の3,600について、翌年の×2年度に回収不能となった貸倒実績額72が、貸倒実績率の算定基礎となる。

×1年度の債権期末残高に対する貸倒実績率＝ $(72 \div 3,600) \times 100 = 2.00\%$

×2年度の債権期末残高に対する貸倒実績率＝ $(100 \div 4,000) \times 100 = 2.50\%$

×3年度の債権期末残高に対する貸倒実績率＝ $(57 \div 3,800) \times 100 = 1.50\%$

② 過去3年間の貸倒実績率の平均

$(2.00\% + 2.50\% + 1.50\%) \div 3 \text{ 年} = 2.00\%$

③ ×4年度貸倒見積高の算定

×4年度の債権期末残高 $4,200 \times \text{貸倒実績率 } 2\% = 84$

● QUESTION

A 社では、貸倒懸念債権（債権金額 4,000,000 円、約定利子率 5%、残存期間 3 年）について、約定利子率を 3%に引き下げる支払条件の緩和を行った。この場合の貸倒見積高をキャッシュ・フロー見積法によって求めなさい。なお、利払いは年 1 回、返済期限時に元本と最終の利子を一括して返済する契約である。

● ANSWER

【解答】

217,860 円

【解答への道】

① 将来各期のキャッシュ・フローの算出

1年後 $4,000,000 \times 3\% = 120,000$ 円 (利息)

2年後 $4,000,000 \times 3\% = 120,000$ 円 (利息)

3年後 $4,000,000 \times 3\% + 4,000,000 = 4,120,000$ 円 (利息+元本)

※条件緩和後の利子率 3%で計算する。相手方の返済能力を懸念して利子率を引き下げたということ。

② ①の割引現在価値の算出

$$\frac{120,000}{(1+0.05)} + \frac{120,000}{(1+0.05)^2} + \frac{120,000+4,000,000}{(1+0.05)^3} \div 3,782,140 \text{ 円}$$

※当初の債権金額からの減少（貸倒）額を算定するために当初の利子率 5%で割引計算する。

4,000,000 (元本)

×3%→120,000 (変更後) 120,000 (変更後) 120,000 (変更後)

114,285.714… ← $\div (1+0.05)$

108,843.537… ← $\div (1+0.05)^2$

3,559,010.905… ← $\div (1+0.05)^3$

3,782,140.15… : 割引現在価値合計

③ 貸倒見積高の算定

債権金額 4,000,000 円－将来キャッシュフローの割引現在価値合計 3,782,140 円
=217,860 円